

行政権等の行使：④課税等



島根県が営業税の課目中にアシカ漁業を加える

島根県令第8号(県税賦課規則)

1906年(明治39年)3月1日

資料概要

1906年(明治39年)3月1日、島根県は、県令第8号により県税賦課規則(1901年(明治34年)県令第11号)を改正し、営業課目別の県税賦課額のうち、漁業採藻の課目の欄に「海驢漁」を追加した。

賦課額は、「年税金上り高千分ノ十五」と定められ、また、アシカ漁業者ではない者がこれを捕獲した場合も課税する旨の規定がある。

内容見本

島根県令第八号

明治三十四年三月本県令第十一号県税賦課規則中県会ノ議決ヲ経内務大臣大蔵大臣ノ許可ヲ得テ別紙ノ通改正シ明治三十九年度所属ヨリ施行ス

明治三十九年三月一日 島根県知事松永武吉

(略)

第十一条 雑種税ハ左ノ課目及課額ニ依リ之ヲ賦課ス
(略)

漁業採藻

外海ノ部

鯨漁

海驢漁 年税金上り高千分ノ十五

当該漁業者ニ非ラサルモノニ於テ捕獲シタルトキ亦本税ヲ課ス
(略)

作成年月日	1906年(明治39年)3月1日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県県令 明治39年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

島根縣令第八號

明治三十四年^{三月}本縣令第十一號縣稅賦課規則中縣會ノ議決ヲ經內務大臣大藏大臣ノ許可
 ナ得テ別紙ノ通改正シ明治三十九年度所屬ヨリ施行ス 年三月迄テ後期トナシ各其ノ初月
 明治三十九年三月一日^{シテ之ヲ賦課ス} 島根縣知事松永武吉

全額ヲ賦課ス

但シ松江市、那賀郡、津田町ニ係ル地租割及漁業採藻稅ハ四月一日ヲ期日トシテ一時ニ
 營業稅附加稅及鹽業稅附加稅ハ國稅納期初日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

二條 月稅ハ該月一日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

三條 日稅ハ納稅義務發生ノ當日ヲ期日トシテ其ノ豫定日數ニ依リ之ヲ賦課ス

四條 屠宰稅ハ豫定頭數ニ依リ其ノ届出ノ時々之ヲ賦課ス

五條 年稅ハ四月一日後ニ於テ追加ナサストキハ其ノ時々縣參事會ノ議決ヲ經テ賦課ノ
 期日ヲ定ム

六條 賦課期日後ニ於テ割ニ納稅義務發生シタルモノハ其ノ當日ヲ期日トシ二割ニ分ツ
 モノハ田租ニ係ル地租割ヲ除ク外各其ノ一期分其ノ他ノ年稅^{田租ニ係ル地租割ヲ含ム}及月稅ハ全額ヲ
 賦課ス

七條 逋脫稅者ヲ發見シタルトキハ其際逋脫中ニ係ル稅金ヲ一時ニ賦課ス

八條 賦課期日後ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ移轉變更スルモノモ其ノ賦課額ヲ減シ

縣稅賦課規則

第一章 總則

第一條 年稅ハ四月ヨリ九月迄ヲ前期トナシ十月ヨリ翌年三月迄ヲ後期トナシ各其ノ初月一日ヲ期日トシ稅額ヲ二分シテ之ヲ賦課ス

但シ松江市、那賀郡濱田町ニ係ル地租割及漁業採藻稅ハ四月一日ヲ期日トシテ一時ニ全額ヲ賦課ス

營業稅附加稅及礦業稅附加稅ハ國稅納期初日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

第二條 月稅ハ該月一日ヲ期日トシテ之ヲ賦課ス

第三條 日稅ハ納稅義務發生ノ當日ヲ期日トシテ其ノ豫定日數ニ依リ之ヲ賦課ス

第四條 屠畜稅ハ豫定頭數ニ依リ其ノ届出ノ時々之ヲ賦課ス

第五條 年稅ハ四月一日後ニ於テ追加ヲナストキハ其ノ時々縣參事會ノ議決ヲ經テ賦課ノ期日ヲ定ム

第六條 賦課期日後ニ於テ新ニ納稅義務發生シタルモノハ其ノ當日ヲ期日トシ二期ニ分ツモノハ田租ニ係ル地租割ヲ除ク外各其ノ一期分其ノ他ノ年稅田租ニ係ル地租割ヲ含ム及月稅ハ全額ヲ賦課ス

逋脫稅者ヲ發見シタルトキハ其際逋脫中ニ係ル稅金ヲ一時ニ賦課ス

第七條 賦課期日後ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ移轉變更スルコトアルモ其ノ賦課額ヲ減少セス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

工職、銅作絞油蠟職、綿帽子製職、西洋洗濯職、割鐵鍛冶下、堀抜井戸職、鬚髻職、家輓、吳座製職、帽製職、鯨石製職、印肉製職、擊劍具職、入齒師、弓矢製職、漆製職、酢杜氏、下駄挽、算盤職、藍製職、燐寸軸木製職、椎茸作職	四等	年税 金七拾錢	海松細工職、鑄掛職、線香製職、鑢目立職、綿打、製本職、煉瓦製職、骨木剝職、炭燒職、鑪炭坂、元結製職、キルク製職、造花職、貝細工職、箴製職、篠細工職、扇子扇團製職、眼鏡製職、布晒職、木榴製職、帽直シ職、紅白粉製職、篩製職、綿線職 大器械ナ用 ガハルモノ 、桐油合羽職、樟腦製職、土臼製職、葛水干粉製職	五等	年税 金五拾錢	紙漉職、提燈火袋製職、鏡磨職、研物職、鋸齒立職、針金細工職、竹細工職、綿打弦製職、鍛冶向打、割鐵鍛冶向打、蝙蝠傘直シ職 戸々ニ付キ業ナ 爲スモノナ除ク 、下駄直シ職 戸々ニ付キ業ナ 爲スモノナ除ク 、弓弦製職	第十一條 雜種税ハ左ノ課目及課額ニ依リ之ヲ賦課ス	料理屋 仕出料理チナ スモノチ包含 ス 待合茶屋 遊船宿	
								年税	
									以上百圓チ加フル毎ニ金五拾錢チ増加ス
									金六圓
									金五圓
									金四圓
									金參圓五拾錢

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

荷臺ノ縦横尺積十三坪以上	年税	金貳圓五拾錢
同 九坪以上	年税	金貳圓
同 五坪以上	年税	金壹圓五拾錢
同 五坪未満	年税	金壹圓
猫車	年税	金五拾錢
水車		
僧都ノ類ハ半額トス		
挽 臼	年税一ヶニ付	金七拾錢
搗 臼	年税一ヶニ付	金參拾錢
諸機關ニ用フル水車	年税一ヶ所ニ付	金參圓
乗馬	年税一頭ニ付	金參圓
屠畜		
牛	一頭ニ付金壹圓五拾錢	
馬 羊 豚	一頭ニ付金五拾錢	
漁業採藻		
外海ノ部		
鯨 魚		
海 驢 魚		
年税金上リ高千分ノ十五		

當該漁業者ニ非ラサルモノニ於テ捕獲シタルトキ亦本稅ヲ課ス		
鰯 漁		
一等	一側	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
網ヲ用フルモノ		
二等	一人	年稅金參圓
釣ヲナスモノ		
大敷網	一側	年稅金壹圓及上リ高千分ノ十五
地曳網	一側	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
四張網	一側	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
方言加賀津網、五艘網ヲ包含ス		
鯖 網	一側	年稅金五拾錢及上リ高千分ノ十五
飯掛網		
一等	一側長三百尋以上	年稅金四圓五拾錢
二等	一側長三百尋未滿	年稅金參圓
手繰網		
丈高網、蝸牛網ヲ包含ス		
一等	一側長七十尋以上	年稅金參圓五拾錢
二等	一側長五十尋以上	年稅金貳圓五拾錢